

看護職員就労環境改善事業費  
補助金交付要綱



## 看護職員就労環境改善事業費補助金交付要綱

### (通 則)

第1条 看護職員就労環境改善事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、病院に勤務する看護職員が安心して働き続けられるよう、多様な勤務形態の導入等、看護職員の就労環境の改善に資する取り組みに対し助成するものとし、看護職員の確保・定着を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、山梨県内の病院（以下「補助事業者」という。）が実施する、短時間正規職員制度の導入等、看護職員の就労環境の改善に資する取り組みとする。

### (補助金の交付の対象となる経費及び交付額の算定方法)

第4条 前条に規定する事業に対する補助対象経費及び交付額の算定方法は、別表第1欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金の交付)

第6条 この補助金は、年度ごとの精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、各年度の交付決定額の範囲内において、年度ごとに概算払いをすることができる。

### (補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は事業の内容を変更しようとするときは、事業変更承認申請書（様式第2号）により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間にお

いて、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具）及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換貸し付け又は担保に供してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に返還させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

#### （実績報告書）

第8条 補助事業者は、補助事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに事業実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。なお、事業が複数年度にわたるときは、この補助金の交付を受けた各年度の翌年度の4月10日までに、年度終了報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

#### （消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書）

第9条 補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に返還を命ずるものとする。

#### （書類の保管）

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

#### （その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定めるものとする。

## 附 則

- 1 看護職員短時間勤務制度導入事業費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。  
ただし、旧要綱に基づき交付決定された補助金については、旧要綱の廃止後も、なおその効力を有する。
- 2 この要綱は、令和4年3月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

## 別表

1 対象経費	2 基準額	3 補助率
<p>看護職員に係る短時間正規職員制度の導入等に要する次の経費</p> <p>(1) 看護職員に係る短時間正規職員制度等の導入・拡充のための就業規則等の改定に要する経費 ただし、社会保険労務士等への相談等に要する経費に限る。</p> <p>(2) 看護職員に係る短時間正規職員制度の導入に伴い、短時間正規職員の看護職員における人件費の増加分 ただし、制度導入年度を含め3年度分の経費まで補助の対象とする。 また、対象とする短時間正規職員は3人を上限とする。</p> <p>(3) 看護職員に係る短時間正規職員制度の導入に伴い、必要となる補填人員として新たに雇用する非常勤職員等の人件費 ただし、制度導入年度を含め3年度分の経費まで補助の対象とする。</p>	<p>次の(1)から(3)の区分ごとに算出された額の合計額</p> <p>(1) 看護職員に係る短時間正規職員制度等の導入・拡充のための就業規則等の改定に要する経費 300千円</p> <p>(2) 看護職員に係る短時間正規職員制度の導入に伴い、短時間正規職員の看護職員における人件費の増加分 1人1月あたり83千円/年度</p> <p>(3) 看護職員に係る短時間正規職員制度の導入に伴い、必要となる補填人員として新たに雇用する非常勤職員等の人件費 4,572千円/年度</p>	<p>1/2</p>